フランス語報道文における話法の様態 ---「レクスプレス」誌の特集記事をめぐって----

吉 田 廣

SOMMAIRE

Dans le discours journalistique (celui des journaux ou des magazines), comment l'auteur d'un article évoque-t-il les événements discursifs par opposition à ceux non-discursifs? Tel est le problème traité dans la présente étude. Car l'auteur journalistique, comme d'ailleurs tout autre auteur, dispose à cet effet de divers moyens langagiers dont les plus représentatifs sont les styles direct, indirect ou éventuellement indirect libre. Il lui incombe de s'en servir de manière à optimiser le fonctionnement informatif et les effets stylistiques de son propre discours. La quasi-totalité des cas concernés repérables dans une série d'articles d'un numéro de *L'Express* paru en janvier 1998 sera analysée ici sous deux angles opposés, celui des rapports internes et celui des rapports externes. Le premier envisagera la structure observable à l'intérieur des cas respectifs, alors que le dernier mettra en lumière l'utilité ou la nécessité des cas en question, considérées dans le contexte où ils se trouvent insérés.

Mots-clefs: les styles direct, indirect et indirect libre

0. コーパス

本稿で取り上げる資料体は1998年1月15日付*L'Express*誌のpp. 20-26に掲載された特集『ドーピング』の記事群である。この一連の記事は5つから成っているが、そのあらましを掲載順序に従って以下に簡単に記しておこう。因みに、*L'Express*はフランスの代表的な一般情報週刊誌であり、1995年の調査では56万有余の発行部数を記録している。

- 1) pp. 20-21: プロサッカーチームのメンバーを初めとするスポーツ選手を 対象にした行政当局によるドーピング検査の本格化の経緯;
- 2) pp. 22-23:6名の有名選手のドーピング陽性反応をめぐるスポーツ協会 と司法当局の対応、および、薬物使用防止対策の現状と課題;
- 3) p. 23の囲み記事: FIFAが決定した'98フランスワールドカップでの ドーピング検査方式の紹介;
- 4) pp. 24-26: 医療関係者・密売組織・インターネットなどを通じた薬物売買の実態の詳細な現状分析;
- 5) p. 26の囲み記事:麻薬対策中央局の幹部職員へのドーピング問題に関するインタビュー。

なお、便宜的な理由から本稿では大見出し、小見出し、表・グラフ、写真解説 文などを除いた報道記事の本体部分のみを扱うことにする。

1. はじめに

報道記事において記事執筆者が何について叙述しているのかという素朴な観点から出発するならば、それは大まかに言って3つの事柄についてであると見なすことができる。一つは非言語的報道対象 (monde référentiel non-discursif)であり、これは一連の事実を論評抜きで叙述するタイプの言説で扱われるような事柄である。二つ目は言語的報道対象 (monde référentiel discursif)であり、執筆者にとって他者に当たる人々の言語活動に言及するタイプの言説がこれを扱う。以上の2つが執筆者の外部に存在する (あるいは存在した、さらにはまた存在するであろう) 客体的世界を構成する2つの大きな要素であることは言を俟たないが、一方では記事執筆者が自分自身について語るということもある。この主体的世界とでも呼ぶべきものが三つ目の事柄である。つまり、言語的対象であれ、非言語的対象であれ、記事執筆者はそれらについて何らかの形態の下に自らの論評を加えることができる。あるいはそれとは逆に、そうすることを一切控えることもできる。換言すれば、所与の言語的または非言語的世界についての叙述を行うと同時に、それに関する自己の感想や主張を述べる余地が

執筆者には十分にあるということである。

さらには、これはむしろ稀なケースであろうが、執筆者自身がその叙述の対象である世界の一員として、言語的活動または非言語的活動を行うという場合も考えられる。ルポルタージュにおいては記事執筆者そのものが「私」として登場して行動するのだし、討論形式の記事においても執筆者自身が討論参加者として意見の陳述を行うわけである(われわれのコーパスのうち、5番目のインタビューはこの後者の一例にあたる)。このようなケースでは、当該記事において2人の「私」が立ち現れてくることに注意する必要があろう。すなわち、執筆者は語り手(narrateur)であると同時に、登場人物(personnage)でもあるという、一人二役の状況が出来してくるわけであるが、ここにおいて報道記事は、いわゆる一人称体小説の言説と多かれ少なかれ重なり合うことになる。

2. 間接話法

話法について語る場合、一般には引用文が存在していることが前提とされるけれども、ここでは言語的報道対象が記事執筆者によって如何に取り扱われるものなのかという問題を全般的・包括的に考えてみたいので、「話法」という言葉を、〈人々の言語的活動を描写するやり方〉というほどの広い意味で用いることにする。このように「話法」を捉えるならば、まず間接話法については次の3つのケースが報道記事には認められるように思われる。

- 1) 言明動詞が使用されない場合;
- 2) 言明動詞が使用されるが、言明内容が明示されない場合;
- 3) 言明動詞が使用され、さらに言明内容が明示される場合。

以上の3つのケースを順次これから検討していくことにしよう。

一番目の「言明動詞が使用されない場合」とは、discussion・conversation・annonce・demandeなどといった、言説行為の存在を指し示す名詞(便宜的にこれを言明名詞と呼ぶことにする)のみが使用されている場合である。具体例を挙げれば、たとえば次の文で用いられている《insistance》がそうである(強調は吉田による;以下も同様):

 a) Ce jour-là, devant l'insistance de la ministre, le patron du foot français finit par accepter la pratique des contrôles inopinés dans son sport.

もっとも、一見するとこの例では一つの言明名詞が単発的・偶発的に出現しているだけのようであるが、実は、これは後続の文脈からその言明内容までもが容易に推察できるケースである。言うまでもなく、女性大臣(la ministre)は 《la pratique des contrôles inopinés dans le foot français》の必要性を相手に粘り強く説いたわけである。

統辞論的見地から眺めるならば、この例のように言明名詞が修飾語句を伴わないで一文の中に単独で現れる場合以外にも、種々のケースが見出される:

- b) Il y aurait même eu quelques sérieux éclats de voix au sein de l'équipe.
- c) Coincé dans une pièce minuscule, il voit débarquer les deux joueurs locaux désignés par le tirage au sort, suivis de l'entraîneur, puis du vice-président, puis d'une poignée de types à la mine patibulaire. Intimidation. Bousculade.
- d) Petite revue de détail de cet itinéraire que la Fifa, pour l'événement mondial, a voulu le plus procédurier possible.
- e) Etat des lieux de ces pratiques au cœur de l'actualité.

b)の例では、言明名詞に形容詞《sérieux》が付加されることによって、当該の言説行為の行われたその場の状況までもが彷彿と喚起されている。c)の例も同様で、こちらの方は、単独で一文の資格を与えられた言明名詞が、複数の暴力的言説行為の飛び交った様子を効果的に示唆している(もっともこの後者の例では、言明名詞と非言明名詞が相次いで名詞文として継起するという叙述方法が、それ自体として喚起性の増大を助長していることにも注目すべきであろう)。この2つの例が示すように、言明動詞が用いられず、したがって言明内容も原則的には明示されない場合であっても、言明名詞の適切な使用は、状況や内容の面での喚起性に富んだ表現方法を可能にする。加えて、簡潔性を旨とする報道記事にあっては、言明名詞を効果的に使って文章を引き締めるということは避けて通れない条件のはずである。言わば、そのような拘束条件を逆手にとって多大な文体効果を生み出していくことが、記事執筆者には求められるの

だが、以上の例はその間の消息を雄弁に物語っていると言えよう。

一方、d)とe)の例は、これから行おうとしている自らの言説行為を記事執筆 者がアナウンスしているというものである。a)·b)·c)の各例が「登場人物」の 言説行為を喚起しているのに対して、d)とe)では「作者」が後続の自分自身の 言説をそれぞれく短いが詳細な点検>、<現況報告>だと予告している点で、両 者の間には言語使用のスタンスの上での大きな違いがあるし、また、言明内容 の明示・暗示という面でも、前者が効果的だが暗示的な喚起にとどまっている のとは対照的に、後者は、これ以上に明示的であることが不可能なまでに言明 内容をはっきりと指示し指摘している。しかしながら、このような無視しえな い相違点があるにもかかわらず、両者にはともに文章の引き締まった簡潔性を 追求する表現手法であるという共通点があることも看過されてはならない。た とえば、《Etat des lieux de...》を《Décrivons dans les paragraphes ci-dessous la situation actuelle de...》などとパラフレーズしてみれば、如何に元の表現の方が 簡潔簡明であるかが納得されるであろう。もっとも、《revue de détail》や特に ⟨état des lieux⟩は、マス-メディアの世界では頻繁に用いられる常套句なので あって、何もこれらの言葉によって記事執筆者が意識的に文体効果を狙ってい るわけのものではない。むしろ、これらはマスコミによって常套化された簡便 な定番表現であると言えよう。

次に、二番目の「言明動詞の使用・言明内容の不在」という場合であるが、このようなケースは、少なくともわれわれのコーパスにおいては、稀にしか見受けられないケースである。数少ない例の中から次の2つの例を拾い出しておこう:

- a) Du côté du ministère, on fait mine de s'excuser «La date n'était sans doute pas très opportune», a concédé la ministre Marie-George Buffet même si, en coulisses, le résultat des analyses était attendu avec une certaine curiosité.
- Aux dernières nouvelles, il semble que Mme la Ministre en a assez d'être sommée de s'expliquer chaque fois qu'un footballeur fait pipi dans un flacon.

当然のことながら、ここで問題にしている「言明内容を伴わない言明動詞」とは、ある程度の意味論的負荷(charge sémantique)を帯びている言明動詞に限られる。なぜならそうでない場合、すなわち、純粋に発話行為だけを意味する言明動詞が単独で用いられているようなケースは、論理的に考えて存在することが不可能だということは明らかだからである。はたして、上掲の例文においても、a)では《s'excuser》つまり「何かの詫び言を言う」という動詞が、b)では《s'expliquer》つまり「何かの弁解を言う」という動詞が用いられているが、これらの動詞は下線部分に示されているように一定の意味内容を内包する言明動詞にほかならない。

では、なぜこのタイプの言明動詞の使用頻度が報道記事においては低いのだ ろうか。おそらく、このような言明動詞が具備しえる意味論的負荷は大して豊 かなものではないという限界があるからであろう。つまり多くの場合、それは 話者の心理状態の示唆にとどまるか、あるいは、上掲の2つの例におけるよう に言説行為の大雑把な範疇を示すにすぎないということであろう。情報伝達を 第一使命とする報道記事においては、言説行為に付随する話者の心理状態。ま たは、その言説行為の類型論的特性といったようなものは副次的事柄にすぎず、 中心的事柄はあくまで記事に登場する人物たちの発話の仔細な内容である。こ のように考えるならば、上の例でも、a)の《s'excuser》の後にダッシュを用いた 補足説明が配置されている理由がよく分かる。執筆者は、「青少年スポーツ省の |詫び|| の具体例としてその長である大臣の言葉を引用することによって、情 報伝達という報道記事の第一使命に忠実に従っているわけである。また、b)の 例に関しては、「青少年スポーツ大臣が弁解を求められる」場面が過去に一再な らずあったということは、実は、ここの時点で記事の読者には既知の情報にほ かならない。すなわち、この場合には、先行する文脈が情報伝達機能を十分に 果たしていると言うことができる。

これに対して、三番目の「言明内容の明示を伴った言明動詞の使用」という 形態は、間接話法を代表するものとして報道記事において頻々と用いられるが、 このことは、情報伝達の面でのその優れた機能性を勘案すれば容易に納得され ることである。そして、その形態の代表例として多くの人の脳裡にすぐに思い 浮かぶのは《dire que...》のパターンであろう。

しかし一見すると不思議なことに、このいわゆる教科書的な《dire que...》のパターンは、少なくともわれわれのコーパスにおいてはあまり見受けられない。 わずかに、次のような連続して継起する2つの例が指摘されうるのみである:

- a) Certains affirment même qu'il est déjà trop tard et que tout ce débat sur le dopage ne fait que retarder l'inéluctable : l'éclosion d'un sport professionnel, sans foi ni loi, livré aux chaînes de télévision toutes-puissantes et aux seules règles du spectacle.
- b) Les autres qui soulignent au passage que l'espérance de vie des blockers, ces montagnes de chair et de muscle du football américain, ne dépasse pas 53 ans — iront jusqu'au bout.

この種の表現パターンを記事執筆者が避けようとする傾向の裏には、おそらく、それと競合関係にある直接話法と比較した場合に、それが臨場感をほとんど決定的に欠いてしまうということがあるのだろう。したがって、この表現パターンがあえて用いられるのは、臨場感の欠如を埋め合わせるような何らかの文体効果が見返りとして存在する場合に限られると言ってよさそうである。文章中に連続して現れる上掲の2つの例の場合には、言明内容の伝達と並んで、対照性(コントラスト)という文体効果の創出を執筆者は企図しているのだと見なすことができる。<ドーピング対策の取り組みとスポーツ界の将来に対してきわめて悲観的な>人々(《Certains》)と<徹底的なドーピング対策の必要性をあくまでも説こうとする積極的な>人々(《Les autres》)との間の際立った対照的様相が、ここの文章箇所の強力な中心的文体効果であると断定することができるわけである。

もっとも、主語が「人」ではなくて「人の活動」であったり、〈言明動詞+que...〉がステレオタイプ化した言い回しであったりする場合には、教科書的なパターンの出現が散見されることも事実である:

c) Ce spécialiste a ainsi récemment publié une étude détaillée sur 2000 sportifs amateurs (hommes ou femmes) qui révèle que 186 de ces athlètes de tous niveaux avaient eu recours à des substances prohibées dans les douze mois précédant l'enquête.

- d) Notons au passage que ce dopage médicalisé deux tiers des cas avoués par ces athlètes — présente une particularité savoureuse : c'est le seul à être remboursé par la Sécurité sociale, puisqu'il a été prescrit sur ordonnance!
- c)の例の《révéler que...》は主語として《une étude》を持つが、この「研究」なるものは、たとえそれ自体が一つの言説行為にほかならなくても、いわゆる <無生類>(inanimé)に属する辞項である。このような場合に直接話法を用いる のが不可能であることは言を俟つまでもないであろう。

一方、d)の例の《noter que...》は、隠れた主語として《nous》(執筆者とその読者)を持つ。その限りにおいて、こちらの方は《有生類》(animé)に属する言明動詞が用いられていると一応は言える。しかしながら、a)やb)の例との決定的な相違点は、まさしくd)の例の主語が一人称であるということにある。一人称主語の場合には一般に、少なくとも日常会話や伝達文(手紙文や報道文)においては、直接話法(dire:《...》)よりも間接話法(dire que...)の方がはるかに使用されやすい。これは経験的に周知のことだと言ってよいと思われる。

加えて、《Notons que...》や《Il est à noter que...》などはかなり紋切り型な言い回しである。すなわち、これらの言い回しは言明動詞本来の固有な意味論的負荷をほぼ完全に喪失してしまっており、ほとんど単なる接続詞としての機能の方が勝っているくらいのものである。d)の場合についても、《Notons au passage que》の箇所を《En plus》とか《De surcroît》などといった接続詞句で置き換えてみても、それほど文意が損なわれるわけではないことに注目すべきである。

要するに、無生類主語の場合、一人称主語の場合、紋切り型表現の場合には 《言明動詞+que...》の間接話法パターンの方が専ら使用されるのであって、その ようなケースで直接話法が用いられることはきわめて稀であるとまとめること ができる。

一方、フランス語報道記事で数多く見受けられるのは、このような<教科書 パターン>ではなくて、言わばその<変形パターン>とでも呼べるような事例 である。以下に、われわれのコーパスから、言明内容の短いものから長いもの

への順序で例を5つ拾い出してみよう(下線部分が言明内容にあたる):

- a) A l'automne dernier, lors d'un contrôle au Paris-Saint-Germain, à l'issue duquel <u>le milieu de terrain Vincent Guérin</u> sera **déclaré** positif aux anabo-<u>lisants</u>, le téléphone de Marie-George Buffet retentit.
- b) Une éventualité que la majorité des spécialistes réfutent, même si Djamel Bouras se dit prêt à jouer les (cobayes) durant quelques semaines dans un hôpital.
- c) Aux dernières nouvelles, il semble que <u>Mme la Ministre en a assez d'être sommée de s'expliquer chaque fois qu'un footballeur fait pipi dans un flacon.</u>
- d) Récemment, la commission médicale du Comité international olympique (CIO) a encore avoué son impuissance à détecter de façon formelle la prise d'EPO (érythropoïétine) et d'hormones de croissance par les athlètes.
- e) La semaine dernière, elle a **écrit** à son homologue britannique, Tony Banks, **afin de** réunir d'urgence les ministres des Sports de l'Union européenne. Objet de la table ronde : harmoniser la lutte contre le dopage sur les plans sportif, politique, mais aussi policier, en particulier pour la détection des filières occultes de produits interdits.

これだけの例を並べただけでも、〈変形パターン〉で用いられる言明動詞の 統辞形態が如何に柔軟性豊かでバリエーションに富むものか、また、点括的な ものから持続的なものまで、言明内容の長さが如何に自由自在に執筆者によっ て選択されうるものかということに、素朴な驚きを禁じえないところである。 言明内容の長さについて言えば、短さの点で最たるものは、それが単一の名詞 または名詞句で表される場合であろう(Il accuse X; Il dénonce l'escroquerie de X)。一方、長さの限界については、にわかにそれを特定することは困難である。 言明内容であるということが記事の読者に正しく認識されうると執筆者が判断 する限りにおいて、それはほどんど無限に延々と続いていくことが可能だと言 えよう。たとえば、議会で採択された法案の仔細な要旨を報道するなどといっ た場合には、一段まるごとの紙幅を割いても足りないということが十分に考え られる。

次に言明動詞の統辞形態の柔軟性に関してであるが、これについては上掲の 例の一つひとつに検討を加えていくことにしたい。

まずa)の例であるが、あえてこれを<教科書パターン>に書き換えてみるならば、次のようになるであろう:

[...] à l'issue duquel on <u>déclarera que</u> le milieu de terrain Vincent Guérin est positif aux anabolisants, [...].

元の文と比較してもこの書き換え文がことさらに冗長であるとは言えないと思われるのだが、それでも〈言明動詞+que...〉という言い回しが挟まってくることによって、どうしても文章のテンポの良さ、あるいは文章の歯切れの良さといったものが減殺されてしまうことは否めない。報道記事も一つの商品であるとすれば、生産者(執筆者)が品質のより優れたものを消費者(読者)に提供しようとするのは当然のことであろう。報道内容の中味とは別に、文章自体の質の高さにも記事執筆者が注意を払うことを怠らない所以である。

同様のことは b) についても言うことができる。〈même si Djamel Bouras dit qu'il est prêt à jouer les "cobayes" durant quelques semaines dans un hôpital》としたのでは、〈言明動詞+que...》の介入が文章の歯切れの良さを著しく損なうことになる。また、このことと関連して、a)とb)に共通して認められるのは、二重式複文構造が避けられているということである。われわれの書き換え文に見られるような、従属節の中にさらに別の従属節が入れ子式に挿入されるといった文章構成は、言説をいたずらに煩雑化するやり方だと言える。簡潔簡明を旨とする報道記事にあっては、そのような文章構成が忌避されるのは言うまでもないことである。

次にc)の例は、《à son avis》、《à ce qu'on raconte》などの言い回しの中で用いられる前置詞《à》が言明動詞の代用として使われている伝聞表現文である(《il semble que》は〈憶測〉のニュアンスを付け加える働きをしているのであって、それ自体が言明動詞であるわけではない)。報道記事の中で執筆者が情報の出所を示す場合に、最も頻繁に用いられるパターンは《selon+「人」(または「人の活動」)》のそれなのだが、われわれのコーパスには、たまたまそのパターンの出

現事例は一つも見出されない。けれども、c)の例はそれの一種のバリエーションだと言えよう。

ともかく、ここにおいても《Les dernières nouvelles semblent indiquer que [...]>といったような《言明動詞+que...》のパターンが周到に避けられているこ とに注目しておかねばならないが、それとは別に、a)やb)の場合と重要な点で c) が異なっていることにも言及する必要がある。すなわち、もはや入れ子式複 文構造の忌避云々が問題にならないということもさることながら、ここでは言 明内容が事実上の主節として現れてきているという事態に着目するのが肝要で ある。なるほど純粋に形態論的観点からは言明内容がくil semble que》の従属節 として現れていると言えるが、《il semble que》が一個の副詞《apparemment》と 代替可能な紋切り型表現にすぎないことを勘案するならば、事実上の主節はそ の後に続く言明内容にほかならないということになる。言わば、外見とは裏腹 に、言明内容そのものが何の器にも盛られずにテーブルの上に投げ出されてい るようなケースである。言明動詞が不在であり、したがってそれについてのい かなる穿鑿の余地もないわけだから、執筆者および読者の焦点(focus)はいきお い言明内容そのものに向けられることになる。このように、「言明動詞の使用を 伴わない間接話法」には、言明内容それ自体が紙面上でひときわ浮き彫りにさ れるという効果がある。

次のd)は、表層的レベルにおいても、書き換え文のレベルにおいても、上掲の5つの例の中では唯一、言明動詞が直接目的補語を従えている例である。その意味では、<教科書パターン>と<変形パターン>との差異が最も先鋭に感じ取られるケースだと言えるかもしれない。前者のパターンへの書き換えはもちろん次のようになるが、元の文の簡潔さ・軽快さとこちらの文の冗長さ・鈍重さとはほとんど対照的だとさえ言えよう:

[...] a encore avoué qu'elle était impuissante à détecter [...].

しかしながら他方では、c)の例に関して触れた「焦点化」(focalisation)の問題をここでも取り上げる必要がある。d)における執筆者の焦点の当て所は、単に <薬物使用技術の長足の進歩に当局がなかなか追いついていけないこと>にあるのではない。もしもそうであるならば、むしろ上の書き換え文の方がより妥 当だとすら言えよう。けれども実際には、執筆者の眼は<スポーツ選手によってEPOや成長ホルモンが摂取されているという現実>にも同等に向けられているのである。果たして、この一文に続く箇所では、問題の2つの薬物について次のような説明がなされている:

Depuis plusieurs années déjà, ces deux molécules sont particulièrement en vogue dans les milieux sportifs. La première stimule la production de globules rouges, un must pour les disciplines d'endurance. La seconde accroît considérablement le système musculaire : la panacée pour les sprinters. Le dépistage s'avère d'autant plus délicat que l'organisme produit lui aussi ces deux hormones.

もしもd)の例において《言明動詞+que...》のパターンが採られたとしたら、言明動詞《avouer》と従属節の属詞《impuissante》のみが強く焦点化されることになってしまったであろう。しかし実際には、《que...》以下が名詞化されることによってそのような焦点化の動きに一定の歯止めがかけられ、したがって、それと並行して《la prise d'EPO (érythropoïétine) et d'hormones de croissance par les athlètes》の部分の焦点化の度合いが濃厚になってきているのである。そして、その結果として、後続の説明箇所へと文脈のスムーズな流れも生まれている。このようにc)と同様にd)でも、単に統辞構造の適不適という要因だけが執筆者の選択を左右しているのではなく、どの辞項に焦点が当てられるのかという観点もまたそれに多大な影響を及ぼしていることが了解される。

最後にe)の例だが、ここではこれまでの場合とはさらに異なった巧妙で緻密な文章構成がなされている。

まず前半部分で執筆者は、《écrire à qqn pour lui proposer de+不定詞>という表現パターンを下敷きにしつつ、《afin de...》を効果的に用いることによって簡潔この上ない引き締まった言説形態を作り出している。因みに、《écrire à qqn pour lui proposer de+不定詞》においては、言明動詞《écrire》に対応する言明内容が前置詞句《pour+不定詞》の形を取って現れており、さらにこの後者の不定詞自体が《proposer》という発話内的言明動詞(verbe déclaratif illocutoire;《Je propose》という断言自体の内に「提案」という行為が遂行されている)にほかな

らない。言わば、言明動詞の重畳的継起とでも形容すべき事態が出来している わけであるが、このようなかなり複雑な意味内容をすべて、執筆者は〈écrire à qqn afin de+不定詞〉という簡明にして滑らかな表層的表現の内にまとめ上げ ているわけである。

さらに後半部分でも、《Objet de la table ronde:[...]》という疑似列挙体の採用によって文体上の軽快さが保障されている。つまり、《afin de réunir d'urgence les ministres des Sports de l'Union européenne pour débattre(または: et de débattre) de l'harmonisation de la lutte contre le dopage [...]》といった入れ子式構造ないしは並列式構造を呈する深層的意味内容の後ろの半分が、簡潔簡明な名詞文に変容されている点がそれである。そして、すでに例として挙げた《Intimidation. Bousculade》の場合と同じように、飾り気を拭い去った文体が却って喚起性の増幅をもたらしているとも言える。すなわち、緊急に開催されるであろう《la table ronde》が、ここではかなりの臨場感ないしは切迫感を伴って喚起されていると見なすことができる。

加えて焦点化の観点からも、この名詞文表現が多大な貢献をしていることを 見過ごすべきではない。実のところ、e)の例の直後には次のような一文が続い ているのである:

(Sinon, c'est du désarmement unilatéral), murmure-t-on dans les couloirs du ministère.

あるいはこの一文を引き合いに出すまでもないことかもしれないが、e)での最も重要な焦点の当て所の一つが、いちばん最後の《mais aussi policier, en particulier pour la détection des filières occultes de produits interdits》であることは明白である。上記の入れ子式構造や並列式構造ではこの焦点内容が不鮮明なままにとどまる恐れがあるのに対して、その後ろの半分を独立した名詞文に仕立てた原文の方では、まさにそのために焦点が非常に鮮明に該当箇所に当てられていると言えるだろう。

以上において、やや詳しく間接話法の<変形パターン>の諸例を分析検討してきたが、この形態の間接話法こそ、記事執筆者がその文章表現力を最も入念に傾注する場の一つであることは疑いを容れない。なぜなら、これまで見てき

たように、ここにおいては文章の簡潔性、焦点化の適切性、言葉の喚起性など という報道記事の本質に関わるような諸特性が問題となっているからである。

3. 直接話法

フランス語報道記事における直接話法の様態を描写するにあたっては、次の 2つの観点からそれに迫ることが肝要であると思われる。

- 1) 使用されている言明動詞のリストアップとその分類:
- 2) 執筆者による直接話法の取り扱われ方の分析と検討。 以下においても、この順序で論を進めていくことにしよう。

まず言明動詞のリストアップであるが、われわれのコーパスにおいては19の 直接話法の出現事例を確認することができる。しかしながら、それらの全てが 言明動詞を伴っているわけではない。それらの中の4つの場合については、言 明動詞を使用しないやり方で言明内容が導き出されているのである:

- a) Et remis au goût du jour la petite **phrase** du Pr Jean-Paul Escande, au lendemain de sa démission de la Commission nationale de lutte contre le dopage, à quelques semaines des Jeux d'Atlanta : «Je ne serai pas le Garretta du sport français...»
- b) Le verdict est tombé mardi : les six contrôles sont négatifs.
- c) Au bout du fil, l'un des patrons du club parisien : «Arrêtez ça tout de suite!»
- d) Internet a réponse à tout, y compris à la question qui taraude les consommateurs : comment ne pas être déclaré positif lors des contrôles.

以上のうちb)とd)に関しては、これらが直接話法の事例であるか否かについて意見が分かれるところであろう。けれども、本稿の最初の方で既に述べたように、われわれは「話法」という言葉を<人々の言語的活動を描写する仕方>という拡大した意味で用いているのであるから、これらの事例も直接話法の範疇に含めて考えてよいはずである。その上で上掲の4つの例を眺めると、共通して見て取られる統辞論的特徴は、それぞれ《phrase》、《verdict》、《l'un des

patrons》、《question》という名詞または名詞句が二重点の後に言明内容を従えていることである。

さらに、これら4つの例のうちc)には他と異なる特性がある。すなわち、言明内容を導き出す名詞(句)が言説行為を意味する辞項ではなくて、その行為の主体を示す辞項だということである。言わば演劇や映画のシナリオのような言説形態がここでは採られているわけであって、いきおい一気に臨場感が高揚するという効果がこの箇所では出てくることになる。因みにその効果は、この例の直後に置かれているもう一つの名詞文によって増幅されていると言える:

Haussement d'épaules du [sic] ministre.

このように見てくると、前節で取り上げた《Intimidation. Bousculade》の例が思い出されるが、果たして、こちらの例も含めて問題の2つの文章箇所ではともに《言説行為を表す名詞文+非言説行為を表す名詞文>という構成が取られている。そして、この種の文章構成がその場の状況や雰囲気を彷彿と喚起するのに多大な貢献をすることは既に前節で触れたとおりであるが、それはやはり映画のシノブシスの文体とこれらのケースが酷似しているからであろう。

ともかく、これも繰り返しになるが、名詞文(またはb)やd)のような準名詞文)の使用によって虚飾を排した文体は報道記事の文章に引き締まった簡潔性を付与する。上掲のa)からd)までの4つの例の全てについてそのことは当てはまる。たとえばb)の準名詞文を次のように書き換えてみると、原文のスタッカート的な歯切れの良さが霧散してしまうことがよく分かるであろう:

Le verdict, qui est tombé mardi, indiquait que les six contrôles étaient négatifs.

もっとも、分割奏法的な歯切れの良さのみが、このような名詞文によって醸成される文体効果であるというわけではない。これも前節で分析の俎上に載せた《revue de détail》や《état des lieux》もまた、見方によっては執筆者自身の言明内容(それぞれく'98フランスワールドカップでのドーピング検査方式の説明>および〈ドーピング薬物売買の実態についての説明〉)を導き出す機能を果たしていると言えるが、こちらの場合にはそれらの名詞句は息の長い楽章の始まりを告げるアタック的音群のようなものである。つまり、記事執筆者はそれら

の言葉によって、多かれ少なかれ持続的な自己の言説の開始を自ら告げている わけである。そして、それらの字句とそれに引き続く説明文をひっくるめた全 体を、長大な直接話法の事例にほかならないと見なしてもあながち無理な見方 だとは言えないだろう。

いずれにせよ、直接話法において使用される言明動詞は、常に名詞化の操作を受ける可能性を秘めている。言い換えれば、いかなる直接話法もその内に名詞文となる契機を孕んでいる。したがって報道記事の執筆者には、その言説の「商品化」にあたって、名詞文と動詞文との間で自由な選択をする余地が十分に与えられていると言える。

次に動詞文としての直接話法であるが、われわれのコーパスで出現が確認される19の直接話法のうち4つが名詞文であるのだから、残りの15の直接話法において言明動詞が用いられているということになる。出現の順序に従ってそれらを列挙すると次のとおりである:

1) préciser	9) assurer
2) rugir	10) noter
3) concéder	11) se réjouir
4) donner de la voix	12) admettre
5) dire	13) répondre
6) répondre	14) ajouter
7) murmurer	15) dire

8) clamer

これらの内の3分の1にあたる出現事例は言わば「色のない」言明動詞のそれである。すなわち、5)・6)・13)・14)・15)の《dire》、《répondre》、《ajouter》は〈言明性〉以外のいかなる意味論的負荷も伴わない純粋な言明動詞だと見なすことができる。それ以外の3分の2にあたる事例は、何らかの随伴的な意味論的負荷を帯びた言明動詞のそれであって、たとえば2)の《rugir》は発話の具体的様相を強く意味しているし、9)の《assurer》は発話者の精神的状態を明確に示している。このように報道記事においては「色のついた」言明動詞がむしろ多用されるのだが、それは報道記事が言うまでもなく書き言葉による言説であ

るということに起因している。日常会話では話し手は、他者の(あるいは自分自身の)言明内容を述べるときに自由自在に語調を選択できるし、さらにはそれに種々の表情や仕草を添えることもできる。これに対して報道記事を初めとする書き言葉においては、そのような変調操作の余地が皆無である。したがって、いきおい書き手は「色のついた」言明動詞を多かれ少なかれ多用しようとすることになるわけだが、その傾向が「情報商品」としての報道記事において特に顕著であることは言を俟つまでもない。

ところで、上掲の15の言明動詞の主語は、実は全て三人称である。前節では 一人称主語の場合に(そしておそらく二人称主語の場合にも) (dire que...) の間 接話法パターンが専ら用いられることを考察したが、それを裏書きするかのよ うに、ここでは《dire: "..."》の直接話法パターンが例外なく三人称主語を取ると いう等式が成立している。もちろん、前節の半ばで見たように三人称主語が 《dire que...》のパターンに先行することもあるけれども、それは何らかの文体上 の配慮が働く場合とか、無生類が主語に立っている場合に限ってのことであっ た。したがって、そのようなケースを除けば、言明動詞の主語が三人称である ときは直接話法の方が専ら用いられると一般的に言うことができるわけであ る。このことは報道記事執筆者の心性の一つの兆候であって、つまり他者の発 言に言及する際に執筆者の内にはそれを一つの「事件」として活写しようとす る欲求が強く働くことを示すものである。それと同時に、人々の発言内容もま た伝達すべき最も重要な情報の一つでありえるという観点から言えば、まさし く直接話法こそ、記事執筆者の第一使命である情報伝達にとっての最適な形態 にほかならないと言えるだろう。果たして、2)の《rugir》と4)の《donner de la voix>を除く上掲の全ての動詞について、それらがく言明動詞+que...>の競合的 な間接話法パターンにおいても使用されうることを辞書で確認することができ 30

もっとも、11)の《se réjouir》が言明動詞だと見なせるかどうかは甚だ疑問である。なぜなら《se réjouir que...》の接続詞《que》は、言明内容を導き出す働きをしているのではなくて、原因・理由を表す節を従えているのだと考えられるからである。それにも関わらず、この《se réjouir》が直接話法において使用されて

も一向に不自然でないのはどうしてであろうか。

同様のことは2)の《rugir》と4)の《donner de la voix》についても言える。これらはそもそも《que+節》を従えることができないはずである。それでも、われわれのコーパスではこれらが直接話法の言明動詞として用いられている。これはなぜであろうか。

それは一言で述べれば、《dire:"…"》の直接話法パターンの統辞論的結合性がかなり緩やかであるということによる。言い換えれば、以上の3つの事例は、直接話法が如何に柔軟性に富んだ叙述方法であるかということを物語っている。そして、その雄弁な証拠として1)の《préciser》の例を挙げることができるだろう。実のところこの《préciser》は、次の具体的引用が示すように、言明内容とはきわめて遊離した位置で用いられているのである:

Avec le recul, il accepte, aujourd'hui, de préciser sa pensée. 《Quitte à être au guignol, je préfère être dans la salle que sur la scène…》

つまり、《dire que...》の間接話法パターンの場合には、辞書の指定する言明動詞の範囲を逸脱することが許されないのに対して、《dire:"..."》のパターンにおいては執筆者はそのような拘束をかなりの程度まで免れている。すなわち、直接話法の場合には、言明動詞の選択とその使用形態に関して執筆者に自由裁量の大きな余地が残されていると言える。

因みにこのことは、直接話法と間接話法との間の相互変換が常に成立するわけではないことの証左でもある。当該の3つのケースではいずれも、動詞(句)を間接話法に転用する際にジェロンディフ化の操作が必要になってくる:

- 2) dire en rugissant que...;
- 4) dire en donnant de la voix que...;
- 11) dire en se réjouissant que...

ところで、このような表現様式のジェロンディフの位置には、人の日常的行為を表す相当数の動詞や動詞句(たとえば《sourire》、《pleurer》、《se plaindre》、《baisser le ton》など)を代入することができると言えよう。そうであるならば、それらの動詞は全てそのまま《dire:"…"》の直接話法パターンでも使用されうるのだから、直接話法において言明動詞として用いられる動詞の数は間接話法で

用いられる言明動詞の数をはるかに凌駕していると断定できることになる。言い換えれば、本来の言明動詞以外にも、それの随伴状況を意味する動詞を直接話法では使用できるということであって、それは取りも直さず、そのような随伴状況的動詞が二重の意味論的価値を帯びるということでもある。すなわち、本来の言明動詞としての価値と随伴状況を表す辞項としての価値の2つである。言わばこのような場合には、統辞論的結合性の緩やかさが意味論上の濃密さと文体上の簡潔さを同時に醸成するのだと見なすことができる。

以上においては、個々の直接話法の内部構造 (rapports internes) に分析の限を向けてきたわけだが、この辺りで視座を変えて、所与の直接話法がそれを取り巻く文脈とどのように連関しているのかという外部構造 (rapports externes) の問題を取り上げることにしよう。類型論的にこれらの外部構造を分類するならば、先験的に次の3つのケースに類別できるだろうが、果たしてわれわれのコーパスにおいても、これらのケースのそれぞれについて該当する複数の事例が見出されるのである。

- 1) 所与の直接話法が他の話法との関連なく単発的に出現している;
- 2) 所与の直接話法が間接話法と組み合わされて出現している;
- 3) 所与の直接話法が別の直接話法と組み合わされて出現している。

最初のケースは、非言語的報道対象に関する叙述の中にただ一つの直接話法が挿入されているという類型である。実はこのような事例はわれわれのコーパスでは数が比較的少ないのだが、それでも4つの該当箇所を指摘することができる。そして、偶然によるものなのか、それとも執筆者が意図的に仕組んだものなのかは判然としないけれども、これらの4つの直接話法の使われ方はそれぞれに特徴的である。すなわち、文章中の個々の叙述において果たす役割の点で、それらは一つひとつ個性的であるということだが、それは次のような観点から見てそう断定できる。

一般的に言って、非言語的対象の叙述の仕方には2つのタイプがあると言えよう。すなわち一方には、複数の出来事の経過を時間の流れに沿って追っていくというタイプがある。もう一方には、一定の時間枠の中で推移する所与の事象を種々の角度から喚起するというタイプがある。ところで、われわれの4つ

の該当事例のうち、2つは前者のタイプの叙述における構成要素であり、残りの2つは後者のタイプの叙述におけるそれなのである。そして、時間の経過に沿う叙述の構成要素である2つの直接話法のうち、1つは叙述の冒頭に位置しており、もう1つは叙述の半ばに位置している。それに対して、所与の事象を喚起する叙述の構成要素である2つの直接話法については、そのうちの1つが叙述の半ばの位置を占めており、もう1つが叙述の末尾の位置を占めている。つまり、叙述の性質という観点と叙述の中での位置という観点とから、当該の4つの直接話法はそれぞれに独自な特徴を呈しているということである。執筆者の意図はさておいても、単発的直接話法の使われ方がこのように種々様々であることは、「情報商品」としての報道記事において忌避すべき文章構成の単調さという障害を除去するのに相当の貢献をしていることは事実であろう。

説明が抽象的に流れすぎた気味があるかもしれない。以下に具体例を一つ引いておくことにしよう:

Mais la véritable révolution est vraisemblablement ailleurs : depuis quelques semaines, un peu partout en France, juges et policiers enquêtent sur cette troublante affaire de dopage. 《Cette fois-ci, les choses ne vont plus se régler seulement dans la petite famille du sport, se réjouit Me Jean-Jacques Bertrand. Et comme avec l'affaire VA-OM, on risque d'avoir des surprises...》A la demande du ministère de la Jeunesse et des Sports, une enquête préliminaire a en effet été confiée au SRPJ de Versailles. [...]

言うまでもなく、これは「所与の事象を喚起する叙述の半ばの位置」に直接話 法が単発的に出現している例である。

次に二つ目のケース、すなわち、直接話法と間接話法が組み合わされている場合であるが、これはさらに発話者が同一であるか異なっているかによって2つのグループに類別することができる。そして、われわれのコーパスに関して言えば、この2つの類型のそれぞれについて4つと3つの出現事例が見受けられる。

まず発話者が同一であるという類型に関しては、直接話法が間接話法に先行 する事例が1つ、間接話法が直接話法に先立つ事例が3つ認められる。因みに、 直接話法の方が先行するという前者の出現事例は、発話者が異なる場合の3つ の事例を含めても、この1つだけしかわれわれのコーパスの中には見当たらな い。これはおそらく、直接話法の使用に際しては、その前提となる一定の背景 的叙述が必要だということに起因しているのだろう。そして、間接話法は比較 的そのような背景的叙述の成分になりやすいのに対して、直接話法は原則とし てそのような成分とはならないということなのだろう。もっとも究極的には、 間接話法の使用に関しても、それの出現の背景をなす非言語的事象の喚起が必 要であることには変わりがないはずであるが、間接話法は同時に直接話法の背 景的言説事象としても機能しえるということである。これは、前節で詳しく見 たように、間接話法が種々の統辞形態を取りうるという事実と無縁ではないだ ろう。それに対して、直接話法の取りうる統辞形態は原則的には《言明動詞+ "…">のパターンだけであって、このような独立した節という形態は、むしろそ れだけで一つの出来事の叙述を完結させるのに相応しい。なるほどこの形態も また別の直接話法や間接話法を引き起こす契機となりえるけれども、その場合 の両者の関係は言わば「対等」のそれであって、一方が他方の背景的叙述であ るという「主従」の関係ではない。

果たして、問題の出現事例にしても、それが純粋に<直接話法が間接話法に 先行している事例>であるかどうかについて疑問の余地がありそうである。具 体的に当該箇所を含む段落をすべて引いてみることにしよう:

C'est la guerre. Une guerre où le football français joue, aujourd'hui, le rôle de la victime emblématique, mais la ligne de front se déplacera, bientôt, sur d'autres terrains. Déjà, les rugbymen, soumis désormais aux cadences infernales, sont dans le collimateur. Et après? Après, on continue la grande lessive, a répondu l'opinion dans un récent sondage. A 96% les Français se prononcent en faveur d'une traque sans merci, quitte à voir nos champions ferrailler avec l'Albanie au classement des médailles.

下線部分が<直接話法+間接話法>の順序で話法が連続している箇所である。因みに、後者は主として前者の《la grande lessive》を敷衍しているが、言うまでもなくこの関係は「対等」のそれであって、前面と背景との間に成り立つ

「主従」の関係ではないことに注意しておこう。

問題は直接話法の直前に置かれている《Et après?》である。表層的に見れば、 これは執筆者自身の生の声であって、ここではそれが後続の《l'opinion》と対話 を行うという作話的言説形態になっている。そこで、記事執筆者が「世論」と 対話をするなどということは現実にはありえないのは明白だから、深層的には、 あくまで《Et après?》は一つの文章箇所を他のそれに繋いでいく便宜的な連結 辞の役割を果たしているにすぎないと見ることが一応は可能である。これはな るほど一つの妥当な見方であろうが、しかし、その場合にはこの箇所の作話的 言説形態そのものを葬り去ってしまうことになる。この言説形態を保存しよう とするならば、《Et après?》に話法的価値を認めるような別の解釈を試みなけれ ばならない。それには、この《Et après?》の使用を、多少なりとも冗長になる恐 れのある間接話法を避けるための一種の弥縫策だと見なすことである。すなわ ち、それの位置に《On peut s'interroger sur la suite de cette marche des choses》 とか《D'aucuns se demanderaient quelle sera la suite》などの間接話法を代入し てみることである。果たしてそのようにしても文章の実質的な意味内容に些か も変化は起こらないと言える。そして、《on》や《d'aucuns》などの主語代名詞は ここでは世間の不特定多数の人々を意味するわけだから、これらの間接話法に よって表されている内容は後続の直接話法を導入するための背景的言説事象に 相当すると見なすことができる。

そういうわけであるから、結論として、直接話法と間接話法が組み合わされて用いられるときには、常に間接話法の方が直接話法に先行するとまとめられる。そしてその際には、先行する間接話法は、後続の直接話法の背景的言説事象を述べる役割を果たしているのだと言える。

このことは、発話者が異なっている類型にも同様に当てはまることなのだが、 具体例を一つ引いてそれを確認しておくことにしよう:

Une éventualité que la majorité des spécialistes réfutent, même si Djamel Bouras se dit prêt à jouer les «cobayes» durant quelques semaines dans un hôpital. «Je ne voudrais pas m'avancer, note Claude-Louis Gallien, docteur en biologie et accessoirement président de la Commission de lutte contre

le dopage, mais cela me fait penser à l'automobiliste qui, pris avec 1,5 gramme à l'éthylotest, essaie de prouver qu'il sécrète naturellement de l'alcool...»

最初の文にはく変形パターン>の間接話法が2つ含まれている。まず、「大半 の専門家がその可能性に異を唱えている」という内容が関係詞構文で表現され ているのがそれであるが、この内容に対して後続の直接話法の箇所では一つの 具体的例証が挙げられている。言い換えれば、前者の間接話法によって表され ている一般的状況を背景にして、後者のC.-L. Gallien博士の発言が前面に浮かび 出ていると言える。もう一つの間接話法では「D. Bourasが臨床実験のモルモッ ト役になってもよいと言っている」という個別的状況が表現されているが、こ れに対しては、後続のGallien博士の発言は批判的なコメントを提供している。 背景となる状況が一般的性質の言説事象であるか、それとも個別的性質の言説 事象であるかという相違点こそあれ、これらの背景的状況を受けてGallien博士 の言辞が直接話法の形態の下に紙面上に浮かび上がってきていると見なすこと ができるだろう。この種の効果は、たとえばテレビニュースにおけるインタ ビューのそれと酷似している。アナウンサーの言説を例証したりコメントした りする目的で、一般人なり専門家なりがテレビ画面に登場して発言するという 仕掛けはテレビニュースの常套手段であるが、フランス語報道記事においても かなり頻繁に同様の表現手法が採られている。この点に限って言えば、フラン ス語の報道記事の方が日本語のそれよりも格段に「テレビニュース的」である ように思われるのだが、これはフランス人が日本人よりも饒舌であるという国 民性の違いの現れなのかもしれない。

最後に、直接話法同士が組み合わされているケースを検討することにしよう。これらの2つ(あるいはそれ以上)の直接話法については、もはや前面とその背景という関係は問題にならない。それらの間の関係はそのような「主従」の関係ではなく、何らかの意味での「対等」の関係である。大まかに言えば、その「対等」の関係としては〈展開〉と〈対立〉の2つのそれを挙げることができるだろう。一方が他方を敷衍する場合や、別の観点から補足したり強調したりする場合が〈展開〉の関係である。これに対して〈対立〉の関係とは、言う

までもなく一方が他方とは異なった立場や意見を表明する場合のことである。そして、この2つの関係は、当該事例が発話者の同一なケースであるか、それとも、発話者の異なっているケースであるかという類別にある程度まで対応している。すなわち、発話者が同一な類型は概して〈展開〉を表象しがちであるのに対して、発話者が異なる類型はむしろ〈対立〉を表象するという傾向が一般には認められる。ただし、この対応はもちろん絶対的なものではなく、それとは全〈逆転した事例もフランス語報道記事の中に少なからず見出すことができる。われわれのコーパスに関して言えば、同一話者の発言の組み合わせが2つ、異なる話者の発言の組み合わせが4つ見受けられるが、これらのうち、前者の2つの出現事例は〈展開〉の例であり、後者の4つの出現事例については3つまでが〈対立〉の例であるが、残りの1つの事例は逆に〈展開〉を表象している。

以下では、問題の2つの類型について、一つずつの具体例をやや詳しく分析する。ただし、主として発話者が同一なケースのそれとして引用する二番目の事例は、冒頭箇所が別の発話者の言葉(記事執筆者自身の言葉)で始まっていることを予め断っておこう。

まず、発話者が異なっているケースの例として次の一節を取り上げよう:

D'emblée, le staff des Bleus s'est étranglé. 《Une provocation insupportable!》 a rugi l'entraîneur, Aimé Jacquet. Du côté du ministère, on a fait mine de s'excuser — 《La date n'était sans doute pas très opportune》, a concédé la ministre Marie-George Buffet — même si, en coulisses, le résultat des analyses était attendu avec une certaine curiosité.

ここでは2つの直接話法がカップリングされているが、そのやり方は記事執 筆者による一種の演出にほかならないと言える。すなわち、現実には二人の当 事者が実際に言葉を交わすことがなかったにも関わらず、その二人の言葉を紙 面上に並べ置くことによってドラマティックな効果を執筆者は創り出している のである。時間的にも場所的にも多かれ少なかれ互いに掛け離れている2つの 発言を、直接話法の形態の下に連続的に提示して仮構的な対話に仕立て上げ る。そして、そうすることによって当事者間の対立的様相を効果的に浮き彫り にする。このような手法はフランス語報道記事においてかなり頻繁に見受けられるものである。ここで再びテレビニュースの場合に類を求めるならば、あるテーマに関して二人の専門家が連続して画面に登場し、それぞれ相対立する意見を陳述するといった、日頃よく目にする仕掛けが思い出されるところである。このようなやり方もまた、活字か映像かという違いを超えて、マス-メディアによる情報伝達の各領域において通底して用いられる「演出方法」の代表的な一例だと言えよう。

次の例は、発話者が異なる2つの発言の組み合わせと、発話者が同一な3つ の発言の組み合わせとが連鎖的に出てくる例である:

Au nom de l'éthique sportive? «Bien sûr, répond Claude-Louis Gallien, mais ce n'est pas le plus important.» Lorsqu'ils se dopent, les athlètes de haut niveau le font dans un environnement hypermédicalisé et avec des produits «purs». «A long terme, c'est certain, ils encourent des risques lourds, ajoute Gallien. A long terme seulement...» Lui a choisi de se battre pour les milliers de jeunes qui rêvent de les imiter, quitte à se gaver de médicaments souvent retirés du commerce, d'ampoules trafiquées ou même à se shooter aux produits vétérinaires. «Et ceux-là, dit-il, ils vont tout simplement en crever. Et, ce jour-là, personne n'en parlera...»

この引用文は記事執筆者自身の疑問の言葉で始まっている。そして、その疑問にC.-L. Gallien博士が回答しているわけであるが、博士の回答はこの引用文の最後まで続いていることが容易に確認されよう。果たして、この文章箇所は記事執筆者によるGallien博士へのインタビュー以外の何物でもないのだが、先ほどの引用文とはある意味で逆の表現手法がここでは用いられている。すなわち、先の例では現実には対話のそれではないはずの2つの発言が仮構的対話形式に仕立てられてあったのだが、こちらの例では実際に行われた対話が冒頭箇所を除いてあたかも博士一人のモノローグであるかのように記述されている。言語的報道対象の取り扱いの点で、これらの2つの事例は互いに逆行しているわけである。

しかしながら、表面上はこのように相違しているにも関わらず、この2つの

事例は執筆者の真の意図がどこにあるのかという点で共通している。つまり、 限られた紙幅に最大限の情報を盛り込み、それと同時に、できれば多大な文体 効果をも醸し出したいという執筆者の意図に関しては両者ともに変わることが ないと言える。後者の例においては、そのために執筆者は、インタビューを通 常の叙述形式に変容させるにあたって2つの加工を行っている。

第一に、インタビュアーである執筆者の言葉は冒頭の短い箇所を除いて一切消し去られている。実際のインタビューをそのままここに載せると文章全体の体裁上の統一性が損なわれてしまうので、これは当然と言えば当然なことであるが、それ以外にも、インタビュアーの言葉がたびたび挿入されることは、紙幅の有効活用の点でマイナスになるし、専門家である博士の発言内容に専ら向けられている読者の関心とも相容れない。さらには、次に述べるような文体効果を創り出す際の妨げになるとも考えられる。

そこで第二の加工として、Gallien博士の発言内容が3箇所の直接話法とそれらの間の2箇所の自由間接話法(style indirect libre)とに振り分けられていることが問題になるのだが、こうすることによって執筆者は2つの文体効果を狙っているのだと思料される。一つは、博士の発言内容をただ一つの直接話法の形態の下に記述した場合の単調さを避け、それとともに文章構成の上で一種の変化の妙を現出させるということである。もう一つは、いかに専門家の言辞であるとはいえ、話し言葉はどうしても叙述展開が散漫になるので、そのかなりの部分を書き言葉に変換することによって密度の濃い引き締まった文体にするということである。

文体美学は何も文学作家だけの占有物であるわけではない。それは、およそ言葉を扱う職業に携わる全ての人々の重大な関心事でもある。とりわけ「情報商品の生産者」である報道記事執筆者にとっては、それは言わば絶え間ない焦眉の課題だと言えよう。われわれ読者は、個々の報道記事を具体的に分析することによってそうした課題の解決法の一端を垣間見ることができる。

* * *

当初の計画では、ここで取り上げたよりも多くの数量のコーパスについて分析検討を行う予定であった。L'Expressの複数の号からピックアップした100頁ほどに相当する20前後の記事を資料体として「フランス語報道文における話法の様態」を描写し、さらには、それをLe Mondeなどの日刊紙の場合と比較してみるといった遠大な構想を考えていた。けれども、予定とその実践との乖離の大きさをやがては思い知らされることになり、徐々に射程を狭めていった結果、結局はL'Expressの一つの特集記事だけを分析の俎上に載せるというきわめて控え目な企てに終わってしまった。そういうわけだから、本稿で示されている分析内容はあくまで部分的かつ過渡的な性格のものである。

けれども、これによって「話法の様態」という主題に関わる諸問題のアウトラインは提示できたのではないかと思っている。いかなる壮大な計画の実現もささやかな第一歩から始まるとすれば、本稿もまたその「第一歩」の価値を持ちえていると自負している。それにまた、話法の問題は報道記事にのみ関わる問題ではなく、小説などの文学的言説の分析においても重要な位置を占めるテーマである。本稿はそのようなテーマへのアプローチの手掛かりともなりえるのではないかと密かに期待している次第である。

主要参考文献

- Nouveau Dictionnaire encyclopédique des sciences du langage, Ducrot, O., Schaeffer, I.-M., Seuil, 1995.
- 「事典現代のフランス 増補版」,新倉俊一他編,大修館書店,1997.
- 「小学館ロベール仏和大辞典」, 大賀正喜他編, 小学館, 1988.

